

○帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査実施要領

令和3年9月30日

改正 令和5年9月12日

(目的)

第1条 この要領は、帯広市が一般廃棄物収集運搬業務に係る契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち価格その他の条件が最も有利なものをもって入札した者（以下「最高評価値者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者としないときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 この要領において、低入札価格調査の対象とする業務は、帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価方式試行要綱（令和2年9月15日制定。以下「要綱」という。）第2条に規定する総合評価方式により入札を行う業務とする。

(調査基準価格の算定方法等)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 業務管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

2 調査基準価格に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項により調査基準価格を算出するため、調査基準価格算定調書（様式第1号）を作成するものとする。

4 調査基準価格を定めたときは、予定価格決定書（様式第2号）に記載するものとする。

(落札の保留)

第4条 開札の結果、最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回った場合（第6条の

規定により失格となった場合を除く。)、令第167条の10の2第2項の規定により落札者の決定を保留する。

(調査の実施)

第5条 入札執行者は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、最高評価値者による入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、第7条に規定する帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査委員会に調査を依頼(様式第3号)するものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる調査項目のうち必要な項目について、入札者からの書類の提出その他必要と認める方法により行うものとする。

- (1) 入札価格の積算根拠
- (2) 従事する従業員の配置の見通し
- (3) 業務履行に必要な車両及び資材等の調達の見通し
- (4) 信用状況等
- (5) その他必要な書類

(失格判断基準の適用)

第6条 前条の規定にかかわらず、最高評価値者が入札時に提出した委託業務費内訳書記載の各費目の合計額に100分の110を乗じて得た額が、失格判断基準を下回る場合は、調査を実施することなく、当該入札を失格とする。

2 失格判断基準は、次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、調査基準価格の端数の取扱いに準ずるものとする。

- (1) 直接人件費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 業務管理費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.5を乗じて得た額

3 前項により失格判断基準を算定するため、失格判断基準算定調書(様式第4号)を作成するものとする。

4 失格判断基準を定めたときは、予定価格決定書(様式第2号)に記載するものとする。

(調査委員会)

第7条 第5条第1項に規定する調査を行うため、帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、都市環境部長をもって充てる。
- 4 委員は、都市環境部参事、都市環境部環境室長、清掃事業課長、契約管財課長、清掃事業課課長補佐及び清掃事業課副主幹をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、市長が必要があると認めたときは、臨時の委員を置くことができる。
- 6 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 調査の結果、最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かについては、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 前各号に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(調査結果の報告)

第8条 調査委員会は、第5条第1項の調査が終了したときは、その結果を入札執行者に報告（様式第5号）しなければならない。

(落札者の決定)

第9条 入札執行者は、前条の規定による調査結果において、調査委員会から最高評価値者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められると報告を受けたときは、当該最高評価値者を落札者と決定する。

- 2 入札執行者は、前条の規定による調査結果において、調査委員会から最高評価値者による入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると報告を受けたときは、当該最高評価値者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、当該次順位者について、第5条から前条までの規定の例による手続きを行い、落札者を決定するまで又は次順位者が存在しなくなるまで行う

ものとする。

3 入札執行者は、前項の規定により落札者を決定したときは、最高評価値者に対しては落札者とし、他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

4 第2項ただし書の規定により次順位者以降を落札者としたときの通知方法は、前項の例による。

(再度入札)

第10条 入札執行者は、前条第2項の規定により最高評価値者を落札者としなかった場合で、次順位者が存在しないとき又は前条第2項ただし書の手続きを行った結果、次順位者が存在しなくなったときは、再度入札をすることができるものとする。この場合において、低入札価格調査の対象者となった者を再度入札に参加させないものとする。

(決定後の措置)

第11条 都市環境部環境室清掃事業課長は、第9条第1項又は第2項の規定により落札者が決定された場合は、監督体制の強化、厳格な検査の実施その他契約の内容に適合した履行がされるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、令和3年9月30日から施行する。

附 則 (令和5年9月12日)

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

調査基準価格算定調書

業務名 _____

調査基準価格は、次の内訳書に基づき算定する。

(単位：円)

区分	内訳書	
B	直接人件費	
C	直接物品費	
D	業務管理費	
E	一般管理費	
F (B～Eの合計)	業務価格	
F×10/100	消費税(10%)	
A (F×110/100)	委託業務費	

<調査基準価格の求め方>

1 $A \times 9/10 = \dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$

2 $\left(\left[\frac{B \times 9.5}{10} \right] + \left[\frac{C \times 9}{10} \right] + \left[\frac{D \times 8.5}{10} \right] + \left[\frac{E \times 7}{10} \right] \right) \times 1.1$
= $\dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$

3 $A \times 7/10 = \dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$

※1～3の \div には、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てること。

様式第2号 (第3条及び第6条関係)

予 定 価 格 決 定 書

業務名 _____

予 定 価 格	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

比 較 価 格 (予定価格×100/110)	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

調 査 基 準 価 格	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

比 較 価 格 (調査基準価格×100/110)	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

失 格 判 断 基 準	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

比 較 価 格 (失格判断基準×100/110)	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記のとおり決定する。

年 月 日

決定者職氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査委員会委員長 様

入札執行者

低入札価格調査について（依頼）

下記の委託業務について、調査基準価格を下回る入札が行われましたので、帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査実施要領第5条の規定に基づき、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査願います。

記

1 委託業務名

2 入札日 年 月 日

3 入札者

4 入札価格 円

(予定価格 円)

(調査基準価格 円)

5 添付書類

(1) 予定価格調書

(2) 入札結果一覧表

様式第4号（第6条関係）

失格判断基準算定調書

業務名 _____

失格判断基準は、次の内訳書に基づき算定する。

(単位：円)

区分	内訳書	
B	直接人件費	
C	直接物品費	
D	業務管理費	
E	一般管理費	
F (B~Eの合計)	業務価格	
F×10/100	消費税(10%)	
A (F×110/100)	委託業務費	

<失格判断基準の求め方>

$$1 \quad A \times 9/10 = \dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$$

$$2 \quad \left(\left[\frac{B \times 9.5}{10} \right] + \left[\frac{C \times 9}{10} \right] + \left[\frac{D \times 8.5}{10} \right] + \left[\frac{E \times 6.5}{10} \right] \right) \times 1.1$$
$$= \dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$$

$$3 \quad A \times 7/10 = \dots\dots\dots \div \dots\dots\dots$$

※1～3の≡には、1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

入札執行者 様

帯広市一般廃棄物収集運搬業務低入札価格調査委員会委員長

低入札価格調査結果について

年 月 日付をもって依頼のあった標記の件について、調査が終了したので、
下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務名
- 2 入札日
- 3 入札者
- 4 入札価格
- 5 判定結果
- 6 調査内容 別紙「低入札価格調査報告書」のとおり
- 7 調査項目に対する意見及び判定

	調査項目	意見及び判定
1	入札金額の積算根拠	
2	従事する従業員の配置の見通し	
3	業務履行に必要な車両及び資材等の調達の見通し	
4	信用状況等	
5	その他	

別紙（様式第5号関係）

低入札価格調査報告書

	調査項目	調査内容
1	入札金額の積算根拠	
2	従事する従業員の配置の見通し	
3	業務履行に必要な車両及び 資材等の調達の見通し	
4	信用状況等	
5	その他	

様式第6号(第9条関係)

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長
(担当)

落札者の決定について(通知)

年 月 日に入札執行した下記の委託業務について、落札者の決定を
保留しておりましたが、調査の結果、貴者を落札者としなことに決定しましたので、
通知します。

記

- 1 委託業務名
- 2 入札金額 円
- 3 落札者としな理由
- 4 落札者
- 5 落札者の入札金額 円
- 6 落札日 年 月 日